

佐倉市みどりの基本計画
資料編

(1) 計画策定の経緯

■ 経緯

実施日	事項	内容等
令和4年9月	「佐倉市緑の基本計画」に関する市民アンケート調査	配布数：3,000 回収数：1,320
令和4年11月25日	第1回佐倉市緑の基本計画策定委員会	現況調査の実施状況 市民アンケート調査の実施状況 佐倉市緑の基本計画骨子案
令和5年1月18日	第2回佐倉市緑の基本計画策定委員会	現況調査の実施状況 市民アンケート調査の実施状況 佐倉市緑の基本計画骨子案
令和5年2月22日	第3回佐倉市緑の基本計画策定委員会	佐倉市みどりの基本計画（たたき台案） 計画の取組体系（個別施策）
令和5年3月22日	第4回佐倉市緑の基本計画策定委員会	佐倉市みどりの基本計画（素案）
令和5年5月26日～ 6月9日	「佐倉市みどりの基本計画」に係るパブリックコメントの実施	佐倉市みどりの基本計画（案）

■ 佐倉市緑の基本計画策定委員会 設置要綱

佐倉市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市緑の基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第4項の規定に基づき、市民等の意見を反映させるため、佐倉市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公園緑地課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年7月29日決裁佐公第236号）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

■ 佐倉市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

敬称略

No.	役職	氏名	分類	備考
1	委員長	原 慶太郎	学識経験者	学校法人 東京農業大学 東京情報大学 名誉教授
2	副委員長	小野 由美子	自然環境団体	公益財団法人佐倉緑の基金
3	委員	真鍋 弥生	市民団体	子育てネットワーク佐倉子育て応援団
4	委員	町田 誠	学識経験者	一般財団法人 公園財団 常務理事 横浜市立大学大学院 客員教授
5	委員	木内 寛之	市民公募	
6	委員	平間 亮太	市民公募	

(2) 佐倉市の概要

■ 位置・概況

- 佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約 40km、成田国際空港から約 15km、千葉市から約 15km の距離にあります。
- 面積は約 104 km²で、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、手繰川などが流れ、北部の印旛沼に注いでいます。西部は首都圏のベッドタウン、東部・南部は農村地帯が広がる中に工業団地が立地し、緑豊かな自然と都市の利便性をともに享受できるまちです。

■ 沿革

- 古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”と呼ばれる大きな内海があったため、列島各地と交流があり、特色ある文化を築き上げました。
- 中世には臼井城、岩富城が築城され、戦国時代には本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏などが市域周辺を支配していました。近世は、江戸幕府の支配下に置かれ、その有力家臣である土井利勝が佐倉城を築城し、城下町としての機能が整備され、北総地域の政治・経済の重要拠点として位置づけられました。
- 幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結交渉の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開設した蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、農学者の津田仙、近代教育の先駆者である津田梅子や佐藤志津など、数多くの佐倉ゆかりの先覚者を輩出しました。
- 明治から第二次世界大戦終了までは、陸軍の兵営が佐倉城跡に置かれ、連隊のまちとして賑わいをみせました。
- 戦後の復興期を経て、昭和 29 (1954) 年 3 月に、佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の 6 町村合併により、佐倉市が誕生しました。

■ 地形・水系

〔地形〕

- 標高 30～35mの下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地は北から南へ徐々に高くなっています。
- 台地面は小河川や水路、降雨などの浸食によって削られた大小の谷津が形成され、複雑かつ特徴的な地形となっています。
- また、北部の印旛沼沿岸と鹿島川・高崎川流域には、谷津よりも広く平坦な氾濫低地が分布しています。

〔水系〕

- 北部に位置する一級河川の印旛沼の西部調節池（西印旛沼）をはじめ、鹿島川・高崎川・手繰川・小竹川・勝田川、準用河川の上手繰川・上小竹川・佐倉川・南部川・井野川が流れ、その多くが印旛沼に注いでいます。

■ 植生

- 自然植生の森林植生は、スダジイ林（ヤブコウジースダジイ群集）及びシラカシ林（シラカシ群集）が台地や丘陵地の肩部や斜面に残されています。
- 斜面緑地の下部にはクヌギ、ヤマグワやヌルデなどの低木の群落、斜面から台地上にかけてはコナラ、イヌシデ、クヌギなどの落葉広葉樹林、台地上にはスギ・ヒノキ植林やシイ・カシの常緑広葉樹林、ムクノキ・ケヤキなどの高木があります。これらの樹木は地盤を安定させるとともに、人々の生活の中で利用され、地域の人々との関わりの中で維持・継承されてきました。
- 近年では適切な維持・管理が困難な場合もあり、かつては里山の低層部にあった竹林が斜面を覆うように増殖している状況もみられます。
- かつて市内には広い地域にマツ林（アカマツ・クロマツ植林）が見られましたが、松枯れ病などの影響で、現在は、ほとんど見られなくなりました。
- 草本植物を主体とする植生は、自然植生としてオニビシ群落、トウビシ群落などの浮葉植物群落、ガマ群落、ヨシ群落、マコモ群落等の抽水植物群落、ナガエツルノゲイトウ群落、ハンゲショウ群落、オギ群落等の湿地植生が印旛沼や河口付近に残されています。しかしながら、自生種であるガガブタ、ヒシの群集が消失しており、その一方で帰化植物であるオニビシの急激な増加が認められています。
- 神社等にみられた自然植生および自然に近い植生も、近年では開発のために姿を消していたり、荒れたりしているところが目立ってきています。

■ 気象

- 年間の平均気温は 15℃前後で、年間を通して比較的温暖な気候に恵まれていますが、太平洋側気候（海洋性気候）に属する県内においては内陸部に位置し、冬期間は比較的寒さの厳しい地域です。
- 筑波風（おろし）の影響を受けると 1 月の最低気温は時には -5℃から -8℃前後まで下がることもあります。
- 令和 3 年では、年間降水量は 1,743.5mm で、8 月の降水量が 355mm と年間の 20.4% を占めています。年間の平均気温は 15.5℃、月間平均気温の最高は 8 月の 26.8℃、最低は 1 月の 3.4℃となっています。年間日照時間は 2,150.6 時間で 4 月が 234.2 時間で最も多く、9 月が 119.2 時間で最も少なくなっています。

■ 災害

- 土砂災害などの危険がある場所は、市内全域に広がっており、一部は土砂災害特別警戒区域に指定され、主に丘陵部に位置しています。また、市街化区域内では、J R 佐倉駅、京成佐倉駅、京成臼井駅の各周辺で土砂災害警戒区域が定められています。
- 洪水浸水想定区域は、印旛沼、印旛沼中央排水路、鹿島川、高崎川、手繰川などの主に市街化調整区域の川沿いの多くで想定されており、市街化区域内では、J R 佐倉駅北側、京成佐倉駅北側周辺、山王の一部が、浸水想定区域となっています。
- 市北部の印旛沼の周辺や河川沿いの低地部において、地震によって揺れやすく、液状化の可能性が高い区域が広がっています。

■ 人口・世帯数

〔人口：市全体〕

- 住民基本台帳による総人口の推移では、平成27年の177,411人をピークとして減少に転じ、令和2年の総人口は174,695人（2,716人減）となっています。
 - 年齢3区分別人口の推では、年少人口の割合が減少しているのに対して、老年人口の割合は増加しており、令和2年では年少人口が19,438人（11.1%）、生産年齢人口が99,859人（57.2%）、老年人口が55,398人（31.7%）となっています。
- 平成12年の構成比と比較すると、年少人口が3.2ポイント減少し、老年人口が19.5ポイント増加し、少子高齢化の進行が伺えます。

〔人口：地域別〕

- 佐倉・根郷地域は、志津・ユーカリが丘地域に次いで人口が多く、（54,129人）、高齢化率が比較的低く（32.1%）なっていますが、総面積に対する人口密度、宅地面積に対する人口密度とも比較的低く、比較的ゆとりある宅地が形成されていると考えられます。
- 臼井・千代田地域は、高齢化率（33.2%）や将来人口変化率（-17.3%）が比較的高い地域です。一方、総面積に対する人口密度、宅地面積に対する人口密度は比較的高く宅地化は比較的進んでいる地域となっています。
- 志津・ユーカリが丘地域は、最も人口が多く（76,368人）、高齢化率が低く（30.2%）、人口密度も高く（39.3人/ha）都市化が進んでいる地域となっています。また、将来的にも最も多く人口が維持されていく（変化率-2.4%）地域であると見込まれています。
- 和田・弥富地域は、人口（3,305人）、総面積に対する人口密度（1.0人/ha）、宅地面積に対する人口密度（15.2人/ha）などが最も低く、都市化が進んでいない農村地域です。高齢化率（40.5%）や将来人口変化率（-27.1%）が最も大きくなっており、将来的な集落の維持等が懸念される地域です。

	人口(令和2年度)				世帯数 (全世帯数に 他する割合)	総面積に対す る人口密度 (人/ha)	宅地面積に対 する人口密度 (人/ha)	将来人口 (令和12年)	将来人口 変化率
	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人 口	老年人口 (65歳以上)	計					
佐倉市全体	19,438	99,859	55,398	174,695	78,329	16.9	85.6	160,266	-8.3%
	11.1%	57.2%	31.7%	100.0%	100.0%				
佐倉・根郷 地域	5,638	31,100	17,391	54,129	25,278	14.6	67.7	49,537	-8.5%
	10.4%	57.5%	32.1%	100.0%	32.3%				
臼井・千代田 地域	4,294	23,015	13,584	40,893	18,117	27.9	101.5	33,816	-17.3%
	10.5%	56.3%	33.2%	100.0%	23.1%				
志津・ユーカリが丘 地域	9,272	44,013	23,083	76,368	33,424	39.3	122.9	74,504	-2.4%
	12.1%	57.6%	30.2%	100.0%	42.7%				
和田・弥富 地域	234	1,731	1,340	3,305	1,510	1.0	15.2	2,409	-27.1%
	7.1%	52.4%	40.5%	100.0%	1.9%				

資料：人口：住民基本台帳人口

総面積、宅地面積：第11回都市計画基礎調査【佐倉市】（令和3年度）

将来人口：佐倉市人口ビジョンに示された推計人口

〔世帯数：市全体〕

○市全体の世帯数は、増加傾向が続いており、令和 2 年は 70,279 世帯、世帯人員 2.2 人/世帯となっています。平成 12 年と比べると世帯人員が 2.9 人/世帯から 2.2 人/世帯に減少しています。

〔世帯数：地域別〕

○地域別の世帯数は、佐倉・根郷地域、臼井・千代田地域、志津・ユーカリが丘地域において増加傾向が続いており、和田・弥富地域では微増微減で推移しています。平成 12 年から令和 4 年までの 22 年間における世帯数の増加率は、志津・ユーカリが丘地域の 36.6%で最も高く、次いで臼井・千代田地域の 27.5%、佐倉・根郷地域の 25.6%となっており、和田・弥富地域では 7.2%となっています。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	平成12年～令和4年変化	
佐倉市全体	60,527	61,338	62,497	63,456	64,458	65,153	66,133	67,252	68,183	69,282	70,144	71,010	71,665	72,398	73,314	74,809	75,451	76,146	76,805	77,645	78,329	78,629	78,763		
		811	1,159	959	1,002	695	980	1,119	931	1,099	862	866	655	733	916	1,495	642	695	659	840	684	300	134	18,236	30.1%
佐倉・根郷地域	20,169	20,181	20,387	20,704	20,950	21,183	21,490	21,931	22,094	22,452	22,670	22,797	23,024	23,257	23,398	23,924	24,103	24,335	24,686	25,062	25,278	25,316	25,327		
		12	206	317	246	233	307	441	163	358	218	127	227	233	141	526	179	232	351	376	216	38	11	5,158	25.6%
臼井・千代田地域	14,281	14,577	14,811	15,094	15,305	15,521	15,692	15,910	16,185	16,429	16,577	16,813	16,939	17,007	17,147	17,413	17,573	17,680	17,788	17,991	18,117	18,183	18,214		
		296	234	283	211	216	171	218	275	244	148	236	126	68	140	266	160	107	108	203	126	66	31	3,933	27.5%
志津・ユーカリが丘地域	24,729	25,218	25,919	26,282	26,819	27,071	27,553	28,012	28,499	28,994	29,484	29,972	30,274	30,700	31,343	31,988	32,284	32,639	32,855	33,106	33,424	33,653	33,777		
		489	701	363	537	252	482	459	487	495	490	488	302	426	643	645	296	355	216	251	318	229	124	9,048	36.6%
和田・弥富地域	1,348	1,362	1,380	1,376	1,384	1,378	1,398	1,399	1,405	1,407	1,413	1,428	1,428	1,434	1,426	1,484	1,491	1,492	1,476	1,486	1,510	1,477	1,445		
		14	18	-4	8	-6	20	1	6	2	6	15	0	6	-8	58	7	1	-16	10	24	-33	-32	97	7.2%

資料：住民基本台帳人口より作成

○世帯人員については、平成 12 年では 2.8～3.3 人/世帯と地域差がありましたが、令和 4 年では 2.1～2.2 人/世帯と地域差が見られなくなってきました。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
佐倉市全体	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
佐倉・根郷地域	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
臼井・千代田地域	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
志津・ユーカリが丘地域	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
和田・弥富地域	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2

資料：住民基本台帳人口より作成

■ 土地利用

○市全体の土地利用の状況を見ると、農地が最も多く全体の 34%となっています。次いで、その他都市的土地利用の 21%、山林の 20%などが多くなっています。

○農地、山林、水面等の「自然的土地利用」が 6,151ha で市域の 59.4%を占めており、工業、商業、住宅等の「都市的土地利用」が 4,208.1ha で市域の 40.6%となっています。

■ 生物多様性

○下総台地と印旛沼低地で構成された本市は、鹿島川と手繰川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。市内の谷津では、ニホンアカガエルやトウキョウダルマガエル、サシバをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。

○一方、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

(3) 佐倉市のみどりの概要

■ 緑被

- 令和元年 8 月時点の緑被面積は、市全域で約 6,991.2ha、緑被率は約 67.5%となっています。
本市の緑被率は、近隣自治体と比べて概ね高い比率となっています。

<緑被率とは>

緑被率は、みどりの現状を量的に示す指標の一つとして、航空写真をもとに、「緑被地」を抽出しました。

市内すべての樹林地・農地・水面等を、土地利用の状況および航空写真から判別して算出しています。

- 自然的土地利用（自然のみどり）と都市的土地利用（人工のみどり）別の緑被面積は、市全体でそれぞれ 59.4%、8.1%となっています。地域別の自然的土地利用では、和田・弥富地域が 77.1%と最も高く、最も少ない志津・ユーカーリが丘地域では 43.8%となっており、都市的土地利用では 6.6%～9.3%となっています。

			市全域(佐倉市都市計画区域)			佐倉・根郷地域全域			臼井・千代田地域全域			志津・ユーカーリが丘地域全域			和田・弥富地域全域		
			実面積	緑被面積	緑被率	実面積	緑被面積	緑被率	実面積	緑被面積	緑被率	実面積	緑被面積	緑被率	実面積	緑被面積	緑被率
自然的 土地 利用	農地	田	1,844.3	1,844.3	100.0%	784.5	784.5	100.0%	322.7	322.7	100.0%	212.5	212.5	100.0%	524.6	524.6	100.0%
		畑	1,112.4	1,112.4	100.0%	305.9	305.9	100.0%	136.8	136.8	100.0%	207.5	207.5	100.0%	462.2	462.2	100.0%
	採草放牧地		0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	荒地、耕作放棄地等		595.5	595.5	100.0%	195.1	195.1	100.0%	114.8	114.8	100.0%	120.8	120.8	100.0%	164.8	164.8	100.0%
	山林		2,103.2	2,103.2	100.0%	641.1	641.1	100.0%	192.5	192.5	100.0%	289.2	289.2	100.0%	980.4	980.4	100.0%
	水面		411.7	411.7	100.0%	239.3	239.3	100.0%	114.5	114.5	100.0%	38.0	38.0	100.0%	19.9	19.9	100.0%
	その他自然地		86.3	86.3	100.0%	45.2	45.2	100.0%	12.9	12.9	100.0%	13.0	13.0	100.0%	15.2	15.2	100.0%
	小 計		6,153.4	6,153.4	100.0%	2,211.1	2,211.1	100.0%	894.2	894.2	100.0%	881.0	881.0	100.0%	2,167.1	2,167.1	100.0%
都市的 土地 利用	住宅用地		1,585.3	333.2	21.0%	545.5	125.4	23.0%	364.0	75.3	20.7%	521.4	72.3	13.9%	154.4	60.2	39.0%
	商業用地		175.5	14.2	8.1%	65.6	5.4	8.2%	34.0	2.3	6.8%	66.7	4.4	6.6%	9.2	2.1	22.8%
	工業用地		279.5	33.1	11.8%	197.7	21.4	10.8%	5.0	1.0	20.0%	32.8	3.1	9.5%	44.0	7.6	17.3%
	運輸施設用地		59.6	5.5	9.2%	30.0	2.9	9.7%	1.3	0.0	0.0%	2.8	0.3	10.7%	25.5	2.3	9.0%
	公共施設用地		40.8	8.4	20.6%	13.3	2.2	16.5%	17.9	4.5	25.1%	5.7	0.7	12.3%	3.9	1.0	25.6%
	文教・厚生用地		328.7	73.1	22.2%	145.8	37.1	25.4%	55.2	10.8	19.6%	97.7	14.4	14.7%	30.0	10.8	36.0%
	オープンスペース		232.7	98.5	42.3%	144.1	75.5	52.4%	26.6	9.2	34.6%	43.7	10.7	24.5%	18.3	3.1	16.9%
	その他の空地		604.5	122.8	20.3%	173.8	34.2	19.7%	96.4	13.3	13.8%	124.6	18.5	14.8%	209.7	56.8	27.1%
	防衛用地		0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	道路用地		853.2	141.2	16.5%	319.2	53.2	16.7%	169.9	26.5	15.6%	222.4	21.8	9.8%	141.7	39.7	28.0%
	交通施設用地		45.8	7.8	17.0%	19.7	3.0	15.2%	9.2	2.0	21.7%	11.1	1.7	15.3%	5.8	1.1	19.0%
	小 計		4,205.6	837.8	19.9%	1,654.7	360.3	21.8%	779.5	144.9	18.6%	1,128.9	147.9	13.1%	642.5	184.7	28.7%
合 計 面 積			10,359.0	6,991.2	67.5%	3,865.8	2,571.4	66.5%	1,673.7	1,039.1	62.1%	2,009.9	1,028.9	51.2%	2,809.6	2,351.8	83.7%
自然的土地利用			6,153.4	6,153.4	59.4%	2,211.1	2,211.1	57.2%	894.2	894.2	53.4%	881.0	881.0	43.8%	2,167.1	2,167.1	77.1%
都市的土地利用			4,205.6	837.8	8.1%	1,654.7	360.3	9.3%	779.5	144.9	8.7%	1,128.9	147.9	7.4%	642.5	184.7	6.6%

資料：緑被面積：「令和元年度佐倉市航空写真データ」（令和元年 8 月時点）
土地利用別実面積：第 11 回都市計画基礎調査【佐倉市】（令和 3 年度）

■ 公園・緑地

○本市には、周辺住民が徒歩で訪れることができ、休養やレクリエーションの場としての利用を目的とする「住区基幹公園」が286箇所、「都市基幹公園」として、市内の住民全般が運動の場として利用することを目的とした公園（岩名運動公園、上座総合公園）が2箇所整備され、その他特殊公園（「歴史公園」：佐倉城址公園、臼井城址公園、「風致公園」：佐倉ふるさと広場、宿内公園）や都市緑地（計51箇所）が整備されています。

○人口1人あたりの公園面積は約9.18㎡となっています。

○また、施設緑地、地域制緑地を含めた市内の緑地は、約4,312haとなっています。

表 公園・緑地等の状況総括表

種類				種別	箇所数	面積(ha)
施設緑地	都市公園	基幹公園	住区 基幹公園	街区公園	274	55.15
				近隣公園	9	15.88
				地区公園	2	8.90
				住区基幹公園 計	285	79.93
		都市 基幹公園	運動公園	1	19.60	
			総合公園	1	9.90	
			都市基幹公園 計	2	29.50	
		特殊公園	風致公園	2	3.96	
			歴史公園	2	26.32	
			特殊公園 計	4	30.28	
	公 園 計				291	139.71
	都市緑地				50	16.81
	緑道				1	0.55
	緑 地 計				51	17.36
	都市公園 計				342	157.07
	(人口1人当たりの公園面積)					(9.18㎡/ha)
	公共施設緑地	佐倉市民の森			1	17.94
市民農園					3	2.57
街路樹						141.20
その他（公共施設の植栽地、 民間施設（一般に開放）の植栽地）						199.30
公共施設緑地 計				361.00		
施設緑地 計					518.07	
地域制緑地	法や条例等によるもの			特別緑地保全地区	1	1.90
				生産緑地地区	15	3.74
				農業振興地域農用地区域		1,996.10
				河川区域		543.59
				地域森林計画対象民有林		1,730.00
				緑地協定	17	56.00
				保存樹林	85	9.23
地域制緑地（重複分削除） 計					4,139.44	
緑地（地域制・施設緑地間の重複分削除） 計					4,312.18	

○公園・緑地の多くは、高度経済成長期に整備されており、施設の老朽化に応じた対策が必要となっています。一部の公園では、公園施設長寿命化計画を策定し、施設の更新や改修を計画的に実施することとしています。

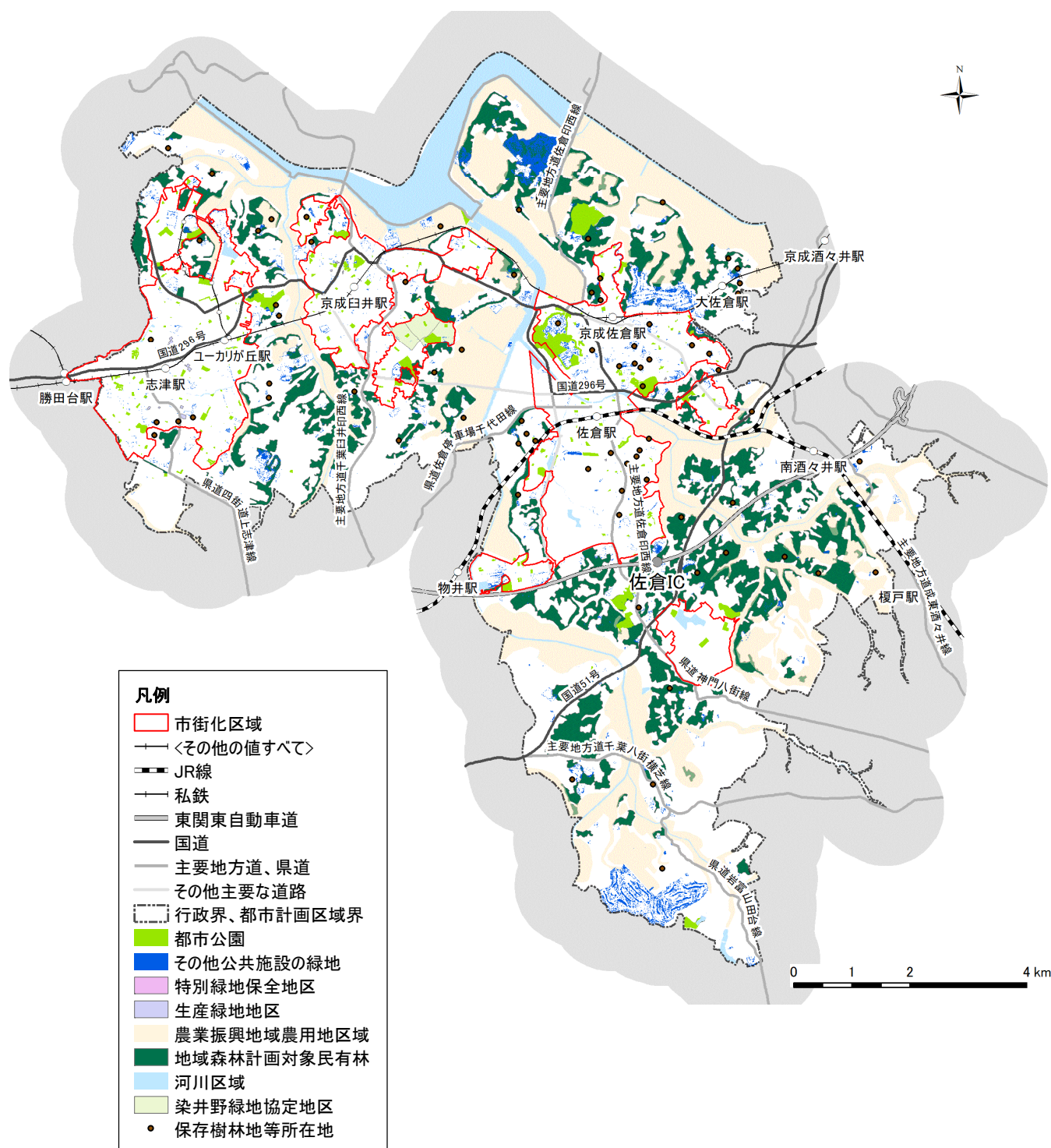


表 都市公園一覧表

番号	種類	公園種目	箇所数	公園名	位置	面積(ha)
1	住区基 幹公園	街区公園	275 箇所			55.33
2		近隣公園	9 箇所	ユーカリが丘北公園	佐倉市宮ノ台 4 丁目 28	2.10
3				ユーカリが丘南公園	佐倉市ユーカリが丘 6 丁目 6	2.10
4				南志津公園	佐倉市西志津 8 丁目 2	2.00
5				山王公園	佐倉市山王 2 丁目	2.00
6				大崎台公園	佐倉市大崎台 5 丁目	1.70
7				白銀公園	佐倉市白銀 2 丁目 5	2.00
8				飯重 1 号近隣公園 通称「吉見台公園」	佐倉市染井野 7 丁目 20	1.20
9				西御門公園	佐倉市西御門	1.68
10				寺崎北公園	佐倉市寺崎北 6 丁目 2	1.10
11		地区公園	2 箇所	七井戸公園	佐倉市染井野 4 丁目 2	4.60
12				直弥公園	佐倉市天辺 418	4.30
13	都市基 幹公園	運動公園	1 箇所	岩名運動公園	佐倉市岩名姿山	19.60
14		総合公園	1 箇所	上座総合公園	佐倉市上座 954	9.90
15	その他	歴史公園	2 箇所	佐倉城址公園	佐倉市城内町 官有無番地	23.52
16				臼井城址公園	佐倉市臼井字城之内	2.80
17		風致公園	2 箇所	佐倉ふるさと広場	佐倉市臼井田 2714	1.40
18				宿内公園	佐倉市臼井 809	2.56
19	緑道		1 箇所	ユーカリが丘緑道	千葉県佐倉市南ユーカリが丘	0.55
20	都市緑地		50 箇所	諏訪尾余緑地 等		16.81
合 計			343 箇所			157.25

出典：公園緑地課

表 都市公園等の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カンントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位

出典：国土交通省 公園とみどり

表 公共施設緑地の状況

項目	説明		面積(ha)
佐倉市民の森	佐倉草ぶえの丘の向かいにある森林を、市民の憩いの場として開放しています。 鳥や昆虫が多く住む雑木林は森林浴にも最適です。 旧増田家住宅を移築しており、中を見学することもできます。 (産業振興部農政課)		17.94
市民農園	地産地消及び農業についての理解を深めるとともに、都市部と農村部との地域間交流の機会を創出し、地域の活性化を図るため、市内3か所に農園を開設しています。 市民農園での農作業をとおして、農作物を生産する楽しみと収穫の喜びが味わえます。 (産業振興部農政課)		2.57
街路樹	臼井駅や志津駅に近接した幹線道路の一部をはじめ、多くの路線で、街路樹が整備され、うるおいのある沿道景観が形成されています。街路樹により、市街地の景観形成が図られるとともに、車の排気ガスの浄化や交通騒音の軽減、歩行者の安全確保が図られます。 (土木部道路維持課) ＜緑地面積の算定方法＞ 航空写真より今回調査した緑被地と、第11回都市計画基礎調査の土地利用現況調査における道路用地の重複部分		141.20
その他の公共施設緑地	「公共施設緑地」：都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準ずる機能を持つ施設。→児童遊園、公立の小・中・高等学校、公民館、市営のグラウンド等	＜緑地面積の算定方法＞ 航空写真より今回調査した緑被地と、第11回都市計画基礎調査の土地利用現況調査における「公共施設用地」「文教・厚生用地」「オープンスペース」「その他の空地①」の重複部分	199.30
	「民間施設緑地」：民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設（一般に公開されている施設）。→公開空地、社寺境内地、ゴルフ練習場等の緑地・植栽地等		
合 計			361.00

表 地域制緑地の状況

項目	説明	面積(ha)
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するものです。 本市では、「鎗木特別緑地保全地区」1箇所が指定されています。	1.90
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を指定するものです。 本市では、「大蛇町生産緑地地区」など15箇所が指定されています。	3.74
農業振興地域農用地区域	農業振興地域整備法に基づき、土地改良事業がなされたなどの生産性の高い農地で、農業上の利用を確保すべきものとして指定された区域です。 本市では、「佐倉市農業振興地域整備計画」に基づき、農用地区域が指定されています。	1,996.10
河川区域	河川法に基づき、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域を指定するものです。基本的に、一級河川・二級河川の右岸堤防～左岸堤防の法尻までが河川区域に指定されます。	543.59
地域森林計画対象民有林	森林法に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として樹立する地域森林計画の対象となる民有林です。民有林には、個人や法人が所有する私有林の他、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれます。本市では、「佐倉市森林整備計画」に基づき、地域森林計画対象民有林が指定されています。 なお、本市には国が所有する「国有林」はありません。	1,730.00
緑地協定	都市緑地法に基づき、土地所有者等がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、市が認可するものです。本市では「染井野地区」において緑地協定が締結されています。	56.00
保存樹林	佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業要綱に基づき、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを指定し保存するものです。 本市では、「太田麻賀多神社境内木」など101箇所が指定されています。	9.23
合 計（重複分削除）		4,139.44

本市を形成する特徴的なみどり

◆市街地の周辺に広がる豊かなみどり（市全域）
【みどりの機能：①④】

本市は、水辺環境、谷津、農地などの自然的な土地利用が市域の60%を占めており、市街地内においても、佐倉城址公園をはじめとする公園や緑地、街路樹などの身近な自然を多く有しています。

＜これらの自然は、気候変動の緩和・適応策に寄与するほか、環境保全機能やレクリエーション機能、景観形成機能など多面的な機能を有し、防災・減災や良好な都市環境の形成、都市の低炭素化に大きな役割を果たしています。

谷津田の斜面（背戸山）、社寺林や屋敷林を中心として良好な植生が残されています。

◆印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり（主に佐倉・根郷
地蔵、白井・千代田・津持・カリーナ丘陵地）

【みどりの機能：①④⑤】

白根沼周辺の水辺空間を中心としたみどり

この一部には公園として「佐倉ふるさと広場」、その沿
岸には「旗渡沼自転車道」が、樹林地には「佐倉市民の
森」が整備され、市民が身近に生物や自然環境を感じられ
る空間として整備されています。

◆下総台地の田園景観を形成する集落のみどり（市全域）

【みどりの機能：①④】

下総台地上には、集落や農地（主に畑）、樹林地が広がり、農家住宅の屋敷林や生垣、集落ごとの社社林や御神木などにより、里山を形成する田園景観と一体となった豊かなみどりが形成されています。

◆法や条例等により守られているみどり（市全域）

【みどりの機能：①④】

本市には、法や条例等に基づきみどりとして、緑地特別地区全地区のほか、生産緑地地区（15箇所）や名木・古木・樹林・草地等が市内各所で指定され、みどり豊かな景観を形成しています。

染井野地区では、住宅地としての良好な環境の形成及び維持増進を図ることを目的に、土地所有者と緑地協定を締結しています。

法や条例等により守られているみどり

(農地) ● (特別地域保全地区)

(山林) ■ (指定保安地区)

● (保存樹林地帯)

○ みどり求められる5つの系統からの視点【みどりの機能】

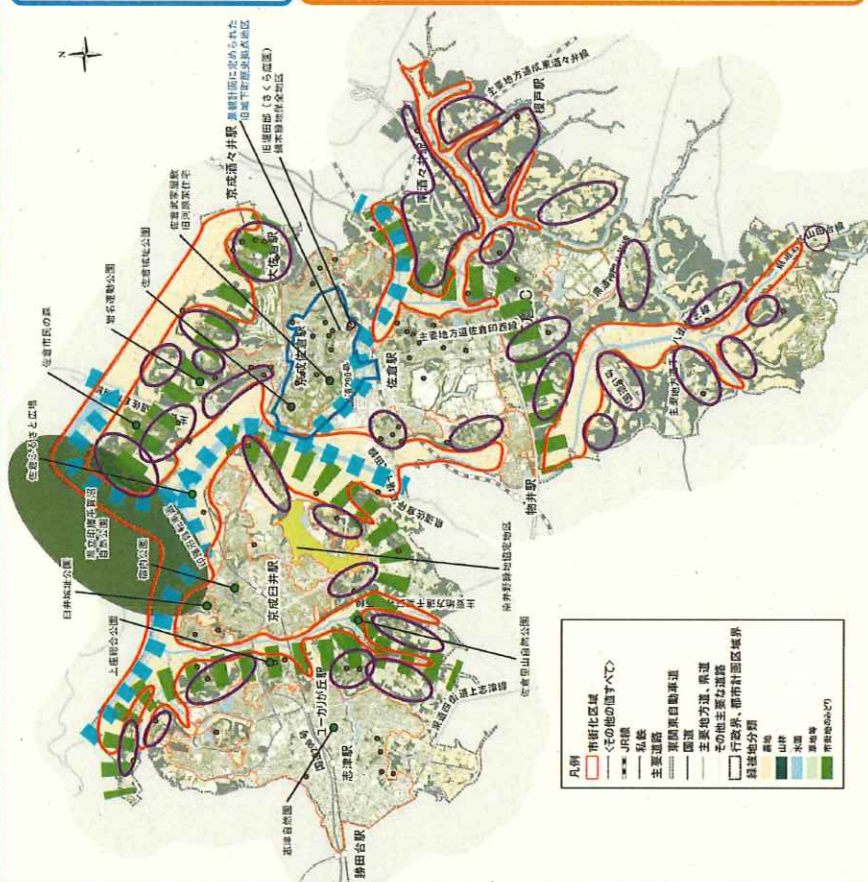
環境保全機能：日々の暮らしにうるおいと安らぎをもたすとともに、多くの生命を育み、都市や地球全体の良好な環境を守り、創出する機能。

レクリエーション機能：日常の生活に楽しみや生きがいを創り、スポーツやレジャー、余暇活動の場を提供する機能。

防災機能：災害時や緊急時の被害拡大の防止や一時的な避難場所となるなど、都市の安全性を向上させる機能。

景観機能：みどりは地域を特徴づける要素の一つであり、地域の独自性を活かした美しい風景や魅力的な景色をかたちづくる機能。

生物多様性の確保機能：現在及び将来の人間の生存のために、自然の再生能力や生態系の均衡を保ち、多様な生物の生息・生育基盤を保全していく機能。



歴史文化資産と一体となった、旧城下町周辺のみどり
 (佐倉・根郷地域)

【みどりの機能：④】

◆本市は、太古から人々の生活が営まれてきた歴史ある地域で、近世では佐賀藩（佐賀市・唐津市）に定められた背景上、旧城下町地区（佐賀市・唐津市）に定められている景観地点のひとつを中心に、佐賀城跡や武家屋敷、旧堀田邸、佐賀町安宅記念館などの歴史文化資産が数多くあり、これらと一体となった景観を形成するみどりや維持管理されています。

印旛沼 低地 谷津の水田地帯のみどり (市全域)

【みどりの機能：①④⑤】

◇鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などの市内を流れる河川は、複数の地域を結ぶみどりの軸となっており、台地の縁辺部には、斜面緑地が帯状に連なっています。

◇低地部には、耕地整理などにより整備された水田が広がり、その水田と斜面緑地の際に沿って集落が立地し、集落の生け垣や草花の植栽とも相まって本市の特色ある水田地帯のみどりの環境を形成しています。

◇台地下の湧水と小川は、これまで生活用水・農業用水として大切に利用されてきました。現在では、水田と湧水、小川、斜面緑地で構成される「谷津」の空間は、田舎沼の水環境を支える「オトトープ空間」として、多様な生物が生息する自然環境を保全しています。

◇「佐倉里山自然公園」は、かつて本市の典型的な谷津田と料田林が一体となった地域でしたが、開発事業の断念などの経緯を経て市が用地を取得し、「私たちがつくる21世紀の里山自然公園」を基本理念に、里山・谷津の景観を保全・再生すべく市民と協働で公園を整備する取り組みを進めています。

市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園

【みどりの産業：②③】

◇市内には、計 339 箇所（公園 290 箇所、緑地 49 箇所）の都市公園・緑地が開設（156.3ha）されており、市民が気軽に利用できるレクリエーションや憩いの場として利用されています。

● 市販の「グリーンペン」や「緑のペン」などを用いて、花や木、草花などを描いたり、色を塗ったりして、緑地を美化（主として）しています。

● 市民のレクリエーションや憩いの場
となっている公園・緑地等(主なもの)